

令和6年度から8年度の 介護保険料が改正されました



平成12年度にスタートした介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として、平成15年度から3年ごとに制度改正が行われ、現在に至ります。

町では、現状の介護保険事業の状況から今後の状況を推計し、令和6年度から8年度までを計画年度とした「第9期介護保険事業計画」を策定しました。

今回の見直しで国の方針により、保険料の段階が9段階から13段階に変更されております。

負担が増える被保険者の方も出てきますが、介護保険事業の健全な運営のため、ご理解をお願いいたします。

◆介護保険料区分表

段 階	対 象		保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	世帯全員が 町民税課税	高齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人	基準額×0.285	20,500円
		前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人		
第2段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.485	34,900円
第3段階		前年の本人合計所得＋課税年金収入が120万円を超える人	基準額×0.685	49,300円
第4段階	世帯の 誰かが 町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.90	64,800円
第5段階		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超える人	基準額	72,000円
第6段階	本人が 町民税課税	前年の本人合計所得が120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円
第7段階		前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	93,600円
第8段階		前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	108,000円
第9段階		前年の本人合計所得が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	122,400円
第10段階		前年の本人合計所得が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	136,800円
第11段階		前年の本人合計所得が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	151,200円
第12段階		前年の本人合計所得が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	165,600円
第13段階		前年の本人合計所得が720万円以上の人	基準額×2.40	172,800円



求 人 募 集

(有料広告)

(有)かにめし本舗かなや

～私たちは一緒に働いてくださるスタッフを募集しています～

ご検討いただける方は、まずは下記まで連絡ください

◇連絡先 01377-2-2007(代) 担当：松島